

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 21 年 12 月 8 日付け平成 21 年度実施長崎県離島医療圏組合病院事業
会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地
方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第
199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 22 年 4 月 25 日

長崎県病院企業団監査委員	津留崎	義	美
同	今	村	嘉
		昭	昭

21本総第293号
平成22年4月16日

長崎県病院企業団
監査委員 津留崎 義 美 様
監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団
企業長 矢 野 右 人

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成21年12月8日付け平成21年度実施長崎県離島医療圏組合病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

(1) 意見

病院経営について

離島においては、病院勤務医師や看護師等の確保難が深刻であり、また、急激な人口減少等もあって患者数が年々減少しており、病院経営は非常に厳しい状況にある。このような状態が続くと、病院の存立そのものにも影響を及ぼしかねない。現在検討を重ねられている「離島医療のあり方」について、地域の事情を考慮しつつ、その体制整備を加速する必要がある。

また、構成団体である市町、市町議会及び地域住民に病院の経営実態を開示し、いかにして地域中核病院を地域ぐるみで維持していくかを中期的課題として検討すべき時期にきているものと思われる。

未収金対策について

9病院の過年度未収金総額 89,853,069 円は、前年度末に比し 7,206,905 円増加（対前年度比 8.7%増）している。これまで以上に、発生を防止するための対策を講じること、発生直後の回収に力点を置くこと、また、連帯保証人へ請求することなど、未収金の適正な管理、回収に引き続き努力する必要がある。

業務上横領事件について

組合本部事業会計において、平成19年度から平成20年度にかけ、総額3,095,000円を職員が着服するという事件が発生した。

退職給与積立金の預金口座から不正に引き出したものであり、当該職員の行動が厳しく非難されることは当然であるが、2年度にわたり不正が行われたことは、誠に重大であり、内部チェック体制、預金の管理方法、公印の保管、例月出納検査について早急に見直す必要がある。

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国の医療費削減に資するとして、平成24年度末までに数量ベースで30%以上に引き上げるという政府方針があり、また、患者にとっては薬代が安くなるというメリットがある。

病院においては、院外処方等で後発医薬品の割合が高いところもあるが、医師等の理解が進まない面も見受けられる。

患者に対し後発医薬品のメリット等の説明を十分行うとともに、もっと使用促進を図ることが望ましい。

物品購入等について

物品の購入等契約事務にあたっては、競争性を確保して適正価格で購入するよう法令等に基づく処理が求められているが、病院ごとの取引においては、業者選定等で苦慮する事例がある。各病院で共通するもの、あるいは一定額以上のもの等について一括契約等を行うことや、事務のマニュアル化等により適正化を図ることが望ましい。

(2) 講じた措置

平成21年4月に長崎県病院企業団を設立いたしました。企業団設立の目的である、継続的な医療の確保と医療レベルの維持に努めてまいります。

「離島医療のあり方」については、それぞれの地域であり方検討委員会等を設置するなどの検討が進められた結果、新上五島町及び対馬市については、既に有川病院を診療所化するなど具体的な取り組みや方向性が決定しており、五島市においても、引き続き検討を進める方針が示されております。

また、各地域の基幹病院が、行政機関や住民等を委員とする病院運営協議会を開催し、運営状況の報告等を行っています。

なお、個別の病院の取り組みについては、各病院からの報告(別紙)のとおりです。

未収金の縮減については、発生防止や早期回収等に努めてまいります。なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

資金の管理については、常勤的に監査委員を本部へ配置し、例月出納検査の実施による監査体制の強化を図るとともに、預金の管理方法を、全て当座預金による管理へと見直し、小切手により複数の職員の確認及び押印がなければ、振出ができない仕組みとしました。

また、職場内研修の実施などにより、職員一人一人に対し法令遵守や公務員としての自覚を改めて促しました。

後発医薬品については、各病院の薬事委員会で使用品目等の検討を行うなど、使用促進に取り組んでおります。なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

平成 21 年度からスケールメリットを活かして、医薬品の共同購入やエレベーター保守点検業務の一括契約等を実施し、経営の効率化を図っております。

また、財務事務については、引き続き、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県五島中央病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	「五島地域病院運営協議会」を年に二回程度開催し、委員である市議会議員や地域住民代表に対し、情報開示を行う。 また、ホームページや定期的に発行している院外広報誌においても、積極的に情報開示していく。
地域ぐるみで維持するための検討方法	地域の基幹病院として、医療従事者や医療機能及び医療機器の充実を図りながら、医療圏内の公的医療機関及び民間医療機関との連携強化を図る。 「五島地域病院運営協議会」において、今後、あり方等について協議していく。
未収金対策について	
発生防止対策	退院時料金精算確認済みカードの配布 退院時分納制度申請相談 深夜時間帯受診分については現金預かり実施
回収対策(特に発生直後の回収)	督促書、催告書の発行 電話連絡・自宅訪問 来院時面談
連帯保証人への請求状況	連帯保証人に対し、履行確認協力依頼書の発行
後発医薬品の使用促進について	院内において、三ヵ月に一度「薬事委員会」を開催しており、その中で当院において消費量の上位何品目かのうち、数品目について、順次後発品を導入するという取り組みをしている。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県富江病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	五島地域病院運営協議会で、年2回報告している。
地域ぐるみで維持するための検討方法	五島地域病院運営協議会で検討している。
未収金対策について	
発生防止対策	入院時は、連帯保証人を取っている。 時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認
回収対策(特に発生直後の回収)	督促状、催告書の発行 地域内では訪問して回収するようにしている。 誓約書を作成する。
連帯保証人への請求状況	連帯保証人への請求はしたことはないが、今後は、連帯保証人に対し協力依頼を行っていきたい。
後発医薬品の使用促進について	五島中央病院の使用している分について導入する。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県奈留病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	五島地域病院運営協議会で、年2回報告している。
地域ぐるみで維持するための検討方法	五島地域病院運営協議会で検討している。
未収金対策について	
発生防止対策	入院時は、連帯保証人を取る。(入院誓約書の作成) 時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認をする。
回収対策(特に発生直後の回収)	督促状、催告書の発行、再来院時に受付にて支払の催促 地域内では訪問して回収するようにしている。 誓約書を作成する。
連帯保証人への請求状況	連帯保証人への請求はしたことはないが、今後は、連帯保証人に対し協力依頼を行っていきたい。
後発医薬品の使用促進について	五島中央病院の使用している分について導入するよう検討中

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県上五島病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	運営協議会(旧:経営委員会)にて開示 広報誌による開示も検討中
地域ぐるみで維持するための検討方法	運営協議会(旧:経営委員会)の実施
未収金対策について	
発生防止対策	時間外預り金制度の活用(S56.4.1~) ・一般患者3,000円 交通事故・労災患者10,000円 電子カルテ上に未収金額と未収金ありを表示し、医事係への連絡を行っている。
回収対策(特に発生直後の回収)	未収金発生後は、電話による督促 訪問徴収を2ヶ月に1回行い、文書による督促を年2回実施(盆、正月前)
連帯保証人への請求状況	平成21年度に4件請求を実施
後発医薬品の使用促進について	採用品目の20%達成にむけ院内で現在検討中

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県有川病院:(現長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター))

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	以前から毎年上五島地区では経営委員会が開かれており、その際に報告している(委員会には、新上五島町の健康保険課、他の町職員や議員、他医療機関の長も出席している)。21年度は運営協議会として、22年3月下旬に開催
地域ぐるみで維持するための検討方法	平成21年3月に受けたあり方検討委員会の答申書を受け、平成21年6月に新上五島町医療再編実施計画を策定済み。現在この計画により新上五島町内の病院・町立診療所の再編を行っている。
未収金対策について	
発生防止対策	当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらう。また、支払日の前にも電話連絡を取り、納入のお願いをしている。
回収対策(特に発生直後の回収)	発生防止対策と同様、即座に連絡を取る。支払日は、約束をするようにしている。
連帯保証人への請求状況	入院費の請求で2件、連帯保証人にも請求をしている(2件とも分納で支払)
後発医薬品の使用促進について	処方箋の欄に、「後発医薬品への変更不可」の欄があるが、当診療所においてはこのことについて医師の署名をほとんどしていない。患者様の任意で変更ができるようにしている。診察時でもこのことは説明している。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県奈良尾病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等						
<p>病院経営について</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="170 403 629 536">市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法</td><td data-bbox="629 403 2125 735" rowspan="2">新上五島町医療再編実施計画により、平成22年2月当院診療圏域内(旧奈良尾町)4ヶ所において、入院患者が激減した要因、それに伴う経営悪化並びに今後の医療従事者の安定確保のため、平成23年度から無床診療所化実施についての住民説明会を開催し、住民への理解をお願いした。</td></tr><tr><td data-bbox="170 536 629 735">地域ぐるみで維持するための検討方法</td></tr></table>	市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	新上五島町医療再編実施計画により、平成22年2月当院診療圏域内(旧奈良尾町)4ヶ所において、入院患者が激減した要因、それに伴う経営悪化並びに今後の医療従事者の安定確保のため、平成23年度から無床診療所化実施についての住民説明会を開催し、住民への理解をお願いした。	地域ぐるみで維持するための検討方法				
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	新上五島町医療再編実施計画により、平成22年2月当院診療圏域内(旧奈良尾町)4ヶ所において、入院患者が激減した要因、それに伴う経営悪化並びに今後の医療従事者の安定確保のため、平成23年度から無床診療所化実施についての住民説明会を開催し、住民への理解をお願いした。						
地域ぐるみで維持するための検討方法							
<p>未収金対策について</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="170 794 629 916">発生防止対策</td><td data-bbox="629 794 2125 916">診療費未納が発生した際には、「延納・分納申請書」において、納付可能な計画を当事者と相談しながら作成し、計画どおり納付しない場合においては、訪問や電話文書等で催促を繰り返している。</td></tr><tr><td data-bbox="170 916 629 1037">回収対策(特に発生直後の回収)</td><td data-bbox="629 916 2125 1037">過年度未収金については、少しずつ徴収しており回収の目途もたっているため、引き続き根気強く足を運ぶことが大切と考えている。</td></tr><tr><td data-bbox="170 1037 629 1161">連帯保証人への請求状況</td><td data-bbox="629 1037 2125 1161">現段階においては、連帯保証人への請求を要する事例はない。</td></tr></table>	発生防止対策	診療費未納が発生した際には、「延納・分納申請書」において、納付可能な計画を当事者と相談しながら作成し、計画どおり納付しない場合においては、訪問や電話文書等で催促を繰り返している。	回収対策(特に発生直後の回収)	過年度未収金については、少しずつ徴収しており回収の目途もたっているため、引き続き根気強く足を運ぶことが大切と考えている。	連帯保証人への請求状況	現段階においては、連帯保証人への請求を要する事例はない。	
発生防止対策	診療費未納が発生した際には、「延納・分納申請書」において、納付可能な計画を当事者と相談しながら作成し、計画どおり納付しない場合においては、訪問や電話文書等で催促を繰り返している。						
回収対策(特に発生直後の回収)	過年度未収金については、少しずつ徴収しており回収の目途もたっているため、引き続き根気強く足を運ぶことが大切と考えている。						
連帯保証人への請求状況	現段階においては、連帯保証人への請求を要する事例はない。						
後発医薬品の使用促進について	後発医薬品の使用について、品目を増やしている状況であり、昨年2月においては、638品目中、7品目(1.1%)であったが、本年2月時点では、602品目中、27品目(4.5%)となっている。なお、頻繁に使用されている品目を後発性薬品としているため、実際に処方(院内処方)した割合は、品目数の割合より高い。						

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県対馬いづはら病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	年に1~2回、病院運営協議会を開催し、決算・予算状況を報告している。また、機関紙の「いしやね」にも決算状況を掲載している。
地域ぐるみで維持するための検討方法	個々の病院が、将来的にもその地域で生き残る要件として、ある程度の診療圏域人口と、それなりの医師や看護師数、技師数の確保が必要である。職員の確保には、専門医等の資格取得や医療従事者が専門研修を受講しやすい支援体制を確立することであり、労働条件の緩和と、働きやすい環境整備が急務である。 二次医療圏域の病院を再編・統合して、地域医療の核となる基幹病院を整備する必要がある。 病院職員には市民の命を守るという意識、市民は自分たちの病院という認識を持ち、両者でこの病院を育てて行こうという共通認識が最も重要と思われる。
未収金対策について	
発生防止対策	時間外患者への対応としては、昭和50年頃から預かり金制度を実施している。そのため時間外外来患者の未収金は殆どない。 未収に繋がりそうな入院患者の土・日退院がある場合は、看護師とも連携を取りながら、預かり金制度を適用している。 入院が決まった段階で、入院オリエンテーションを実施し、早めに対処できる体制を進めている。
回収対策(特に発生直後の回収)	入院費を請求して、2ヶ月後までに、納入されない場合は、患者本人または家族を呼んで個別面談し、事情を聞いたうえで対策を講じている。 退院時に、一括納付が出来ない患者には、内金を頂き、残金については、誓約書に支払い方法を記入して頂く。 入金が遅れば、徴収担当者が訪問し、滞った理由や今後の支払いについて協議している。
連帯保証人への請求状況	連帯保証人へ請求し、連帯保証人から受領した実績として、平成20年度で2件、平成21年度で2件となっている。
後発医薬品の使用促進について	外来処方箋では、使用数量・使用金額ベースで上位50品目のうち、後発品へ変更可能な薬品45品目を選定し、院外(調剤)薬局限定の採用とし、オーダーリングマスターに登録した。既に、採用していた後発品と合わせ、112品目の後発品が処方できる状態である。(内服・外用の採用薬品数は1129品目) 注射については、今までは、特に使用促進を奨励したことは無かった。現在、採用している注射薬は314品目で、うち24品目が後発品である。 今後の取り組みについては、管理会議等で後発品の使用促進について協議し、他病院の採用状況等とも比較しながら検討して参りたい。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県中対馬病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	決算確認後、決算の状況や患者数・各種検査件数など対前年度と比較をした数値をホームページに掲載している。また、毎月1回発行の広報誌の6月号をめぐりに決算状況を特集し、周知を図っている。尚、広報誌は島内外52箇所の関連施設へ送付している。
地域ぐるみで維持するための検討方法	特に行っていない。
未収金対策について	
発生防止対策	平成12年度から預り金制度を導入している。(時間外、土・日・祝祭日) ・金額:保険証あり 5,000円、保険証なし 10,000円
回収対策(特に発生直後の回収)	平成15年度から外部委託を導入している。 ・平成20年度 訪問件数 77件、平成21年度(12月末現在) 訪問件数 92件
連帯保証人への請求状況	平成20年度に14件、平成21年度に13件請求を行っている。
後発医薬品の使用促進について	ジェネリック薬品を把握するため調剤薬局より、月別の使用状況の報告を受け、月1回開催の「薬事委員会」の議題として使用促進に向けて協議している。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(意見)に係る措置

病院名(長崎県上対馬病院)

監査の結果(意見)	講じた措置等
病院経営について	
市町、市町議会及び地域住民への経営実態の開示方法	対馬地域の病院運営委員会において経営状況等をお知らせしており、その他、地域に発行している機関紙「なんじゃもんじゃ地域版」への掲載及び対馬市が発行している「広報つしま」への掲載依頼を検討したい。
地域ぐるみで維持するための検討方法	特に行っていない。
未収金対策について	
発生防止対策	時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円(但し、高額な検査の場合は5,000円)、保険証なしの場合：10,000円
回収対策(特に発生直後の回収)	電話連絡及び郵便での通知を行っている。また、病院近隣については発生日から2ヶ月をめぐりに訪問をおこなうこととしている。また、一括支払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めるようにしている。
連帯保証人への請求状況	平成20年度に18件、平成21年度に17件請求を行っている。
後発医薬品の使用促進について	調剤薬局の採用状況については随時連絡をしてもらい把握している。今後は使用状況についても把握できるように検討したい。また、月1回の「医薬ミーティング」の議題として後発医薬品の利用促進を毎月検討していきたい。

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県五島中央病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について</p> <p>未収金の管理・回収は適正に処理されている。</p> <p>未収金の回収については適正に処理されているが、引き続き努力すること。特に、発生直後の未収金の回収には十分留意すること。</p>	<p>(1) 未収金について</p> <p>今後とも、引き続き未収金整理簿等の適切な管理を行っていきます。</p> <p>また、未収金に関しては督促による早期回収(電話・催告書・分納相談・自宅訪問)に力を入れ、新たな未収金が発生しないよう努力いたします。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県富江病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については大変努力されているが、引き続き努力すること。</p> <p>(2) 減価償却費について 建物の減価償却において、平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で耐用年数が50年から39年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。 適正に処理すること。 減価償却費の計算において、耐用年数で除して算出しているものがある。 耐用年数における償却率を用いて算出すること。</p>	<p>(1) 未収金について 引き続き努力します。</p> <p>(2) 減価償却費について 平成22年度から適正に処理します。 平成21年度決算から適正に処理します。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県奈留病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については努力されているが、大幅な増加が見られるので、より一層の努力をすること。 なお、同一人が重ねて未収金を発生している例が散見されるので、対応を検討すること。</p> <p>(2) 減価償却費について 建物の減価償却において、平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で耐用年数が50年から39年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。 適正に処理すること。</p> <p>(3) 決裁について 事務長が長期休暇(病休)の間、伝票等に事務長決裁欄の押印ない。事務長不在の場合、院長により決裁すべきである。</p>	<p>(1) 未収金について 引き続きより一層の努力をいたします。 同一人が重ねて未収金を発生させないように対応いたします。</p> <p>(2) 減価償却費について 平成22年度より実施します。</p> <p>(3) 決裁について 事務長が長期休暇の場合には、院長決裁を受けるようにいたします。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県上五島病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について</p> <p>未収金の回収は、分納回収に努めるなど適正に処理されている。ただし、未収金整理簿の管理については、正確さに欠ける。</p> <p>未収金の回収については努力されているが、未収金整理簿の管理では、次のことに留意すること。</p> <p>連帯保証人を記入すること</p> <p>氏名の変更等、訂正個所の正確な記載</p> <p>分納徴収日の正確な記載</p> <p>(2) 減価償却費について</p> <p>平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舍の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前そのまま計算している。</p> <p>適正に処理すること。</p>	<p>(1) 未収金について</p> <p>指摘後、適正に処理しています。</p> <p>(2) 減価償却費について</p> <p>指摘後、適正に処理します。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県有川病院(現長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター))

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については努力されており、発生件数も少ないので、引き続き現状を維持できるよう努力すること。</p> <p>(2) 減価償却費について 平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舎の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。 適正に処理すること。</p>	<p>(1) 未収金について 引き続き現状を維持できるよう努力してまいります。</p> <p>(2) 減価償却費について 指摘後、適正に処理します。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県奈良尾病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については努力されており、発生件数も少ないので、引き続き現状を維持できるよう努力すること。</p> <p>(2) 減価償却費について 建物の減価償却において、平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で耐用年数が50年から39年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。 適正に処理すること。</p>	<p>(1) 未収金について 現在2件の未収金がありますので、本年度内に全て回収できよう努力いたします。</p> <p>(2) 減価償却費について 本部指導のもと適正に処理します。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県対馬いづはら病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について</p> <p>未収金の回収は、分納回収に努めるなど、適正に処理されている。</p> <p>ただし、未収金整理簿の管理については、より正確さと迅速さが求められる。</p> <p>未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。</p> <p>また、未収金整理簿の管理については、次のことに留意すること。</p> <p>未収金発生後速やかに(3ヶ月後位)未収金整理簿に記載し、管理回収を始め、早期の回収に繋がるよう努力すること。</p> <p>連帯保証人を確実に把握し、記入すること。</p> <p>総額が多額に上るため、管理の徹底を期すこと。(未収金徴収業務委託あり)</p> <p>(2) 減価償却費について</p> <p>平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舎の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。</p> <p>適正に処理すること。</p>	<p>(1) 未収金について</p> <p>速やかに未収金整理簿に記載することにいたしました。</p> <p>従来より、「入院証」を受理した後に、当日の内に連帯保証人に電話をかけ、記入の確認を行っている。高額(が予想される)患者の場合、患者又は家族とオリエンテーションを実施し、その中で確認を行う。</p> <p>未収金整理簿にて管理を行う。</p> <p>(2) 減価償却費について</p> <p>平成22年度にて処理いたします。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県中対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。 未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。 特に、徴収業務委託の効果を上げること。(未収金徴収業務委託あり)</p>	<p>(1) 未収金について 未収金回収につきましては、業務委託員を配置し計画的に訪問徴収など行っていますが、生活困窮者等、回収が困難な様相を呈していますが、時効中断措置を講じながら小額でも継続した回収に努めているところです。 また、徴収業務の効果をあげるべく努力しているものの、費用対効果とのアンバランスが生じているのはご指摘のとおりです。しかしながら、大口未収者の回収業務など成果が期待できるよう取り組んでいますので、しばらく猶予をいただきたいと存じます。</p>

(別紙)

平成21年度実施定期監査結果(指摘事項)に係る措置

病院名(長崎県上対馬病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 未収金について 未収金の管理・回収は適正に処理されている。未収金の回収については努力されているが、引き続き努力すること。</p> <p>(2) 減価償却について 平成10年度の地方公営企業法施行規則の改正で、病院建物の耐用年数が50年から39年に、職員宿舎の耐用年数が60年から47年に短縮され、平成11年度から短縮後の耐用年数で計算すべきところを従前のまま計算している。 適正に処理すること。</p>	<p>(1) 未収金について 引き続き適正に処理をおこなう。</p> <p>(2) 減価償却について 平成22年度以降は正しい減価償却率により償却するようにする。</p>